

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称：西尾市立一色中部保育園	種別：保育所	
代表者氏名：鈴木真理子	定員（利用人数）：70名（58名）	
所在地：愛知県西尾市一色町一色下乾地85番地1		
TEL：0563-72-8358		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和28年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：西尾市		
職員数	常勤職員：5名	非常勤職員：4名
専門職員	（園長） 1名	（調理員） 1名
	（保育士） 7名	
施設・設備の概要	（居室数） 4室	（設備等）保育室、遊戯室、事務室
		調理室、トイレ、屋外遊技場
		プール、防犯管理システム

### ③理念・基本方針

#### ★理念

一人一人の子どもを尊重し、愛情豊かに育み、心身ともにたくましく健やかに育つための基礎づくりをする。

#### ★基本方針

- ・健康で安全な保育を基本とし、一人一人の思いや気付きを大切に愛情豊かな保育をする。
- ・地域や保護者との連携を図り、信頼関係を築くと共に家庭と協力し合って保育を進める。
- ・小学校とも連携や交流を深め、滑らかな小学校への移行を図る。
- ・職員間の連携を図り、保育士の専門性を高める研修に参加し、保育内容の充実に努める。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ・定員70名、在籍園児数58名という小規模な保育園である。年長・年中・年少が各1クラスずつの家庭的な雰囲気の中で保育をしている。
- ・長時間保育がなく、降園時に全員の保護者と担任が顔を見て話をするができる。園児の様子について保護者と共有しやすく、また、ちょっとした相談にも応じやすい。
- ・小規模な園であるため、調理員を含む全職員が園児の様子を把握しやすい。職員全員で園児を見守り、声をかけ、関わりを持つように心がけ、安心して園生活が送れるようにしている。

#### <力を入れていること>

- ・当園は標高2.4メートルの場所に園舎があり津波の心配はないが、隣接する小学校と連携して年1回津波の合同避難訓練を行い、小学校の3階まで避難する訓練を行っている。状況によっては園児の住所に応じた指定避難所にそれぞれ移送されるため、保護者には指定避難所や災害対応のフローチャートの確認をしてもらったり、引き渡し訓練を行い、防災の意識が持てるようにしている。また、指定避難所が記載してある個別の名札を園児それぞれに用意し、災害時に迅速に対応できるようにしている。
- ・季節ごとの花や野菜を植え、自然に触れたり育てたり収穫したりする機会が持てるよう環境を工夫している。登降園時に通る場所に植えることで保護者の目にも止まるようにしたり、野菜の断面図や種等の掲示をし、栽培物を様々な角度から捉える面白さを感じられるようにしている。
- ・園生活を様子を写真で掲示し、保護者に保育園の活動や運営について理解してもらえるように努めている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 6月30日(契約日) ~ 令和 3年 6月 1日(評価決定日)  【令和 3年 1月27日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1回 (平成27年度)

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆市や園の受審姿勢

第三者評価の制度が始まった早い時期から市を挙げて第三者評価の計画的な受審体制を敷き、揺るぎない方針の下に10数年にわたって保育の質の向上に取り組んでいる。公立園だけでなく民間園も同じ方針の下、継続した計画受審が進んでおり、既に3回目、4回目の受審を数える園もある。第三者評価を有効に活用して保育の質の向上を目指す、市と園の姿勢に敬意を払いたい。

##### ◆園長会の機能

市の園長会が機能しており、受審した園の要改善事項や気づきが園長会で話し合われ、必要に応じて市内全園で改善活動が展開されている。保育の手順を確立したりマニュアル類を整備したりと、年を重ねるごとに保育の質の向上が見て取れる。コロナ下にあっても、園長会の機能によって質の低下は見られない。

##### ◆保育の「見える化」

園長の目指す「一人ひとりを大切にされた保育」を職員が理解し、コロナ禍によって保護者との関係が薄れることのないよう配慮している。朝夕の送迎時には職員から積極的に声かけし、家庭での様子を聞き取り、園での子どもの生活を伝えている。事業計画の中身を保護者に伝えることは容易ではないが、大きなボードに「事業計画のあゆみ」を貼り、玄関横の保護者の目に留まりやすい場所に設置している。見事な「見える化」である。

◇改善を求められる点

◆正規職員と会計年度任用職員との格差是正

園長や調理員を含め職員総数は9名である。その約半数の4名は会計年度任用職員であるが、いざ保育の現場に入れば正規職員と同じ力量や役割が求められる。子どもや保護者の目も、正規職員と会計年度任用職員とを区別せず、同じ「先生」として見ている。ところが、人材育成面では格差が生じている。市主導で、「成果評価シート」や「能力取組姿勢評価シート」を使った目標管理や人事考課の制度が運用されている。正規職員に限定せず、会計年度任用職員に関しても目標管理制度の運用拡大や、具体的な育成方法の考察を期待したい。

◆リーフレットの設置場所

市のホームページに園の基本的な情報は公開されているが、公立園であることから園独自のホームページは開設されていない。そのため、園長の目指す保育の方針（「一人ひとりを大切にした保育」、「保育の見える化」）や園の特徴等が伝えきれていない。それを補うリーフレットは、ホームページ以上の情報量があって分かりやすく作成されている。現在は市役所のための設置であるが、他の公共的な施設へのリーフレットの設置を検討されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価受審にあたり、自己評価項目を基に職員で話し合えたことで、園の特色が明確になったり、職員間で課題を共有したりすることができました。訪問時にも改善すべき点について分かりやすくご助言いただき、大変勉強になりました。

評価結果から今後の取り組みについて職員で再度検討し、更なる質の向上を目指して努力していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響から、園の行事が延期、縮小、中止等、様々な変更を余儀なくされている。園と保護者との接点も減少し、理念や基本方針を保護者に伝える機会や方法を工夫せざるを得なくなっている。少ない対面の機会を有効に使ったり、書面に落として伝えたりしている。その甲斐あってか、保護者アンケートの「保護者への理念の周知」は、90%近い数値を示した。</p>			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の策定した「子ども子育て支援計画」や毎月の園長会で市の方向性を確認し、地域特性（過去5年間の人口、出生数の推移・動向）を分析して園運営にあたっている。園庭開放に訪れる未就園児の保護者にも丁寧に接し、打ち解けた話をする中で、保護者の希望が「第1希望」に変わった事例がある。</p>			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	① a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現状の課題として「コロナ禍の園生活」、「職員間の共通理解」、「子ども主体の遊びの環境」、「小学校との交流」を挙げている。新型コロナウイルスという新たな脅威と闘いながらの園運営であるが、4件の課題のすべてにおいて適切な取り組みが進んでいる。「職員間の共通理解」はレターケースの活用、「子ども主体の遊びの環境」は主任の機転、「小学校との交流」は実施方法の変更である。</p>			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a · ① b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年度、中・長期計画を見直し、向こう3年間の「中・長期を見据えて」（中・長期計画）を策定している。課題として捉えている「コロナ禍の園生活」等の4項目の中で、単年度で解決や達成ができない項目については、「中・長期を見据えて」に加えて取り組むことを期待したい。</p>			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	① a · b · c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中・長期計画としての「中・長期を見据えて」に沿って単年度の事業計画を策定している。前年度の事業報告での「評価・反省」を、今年度の事業計画に反映させている。前年度事業計画（P）－保育実践の記録（D）－事業報告（C）－次年度事業計画（A）が機能的に構築されており、事業計画の策定に関するPDCAサイクルが回っている。</p>			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① . b . c
<コメント> 事業計画の中の行事計画や地域との関わりに関しては、コロナ禍によって大幅な計画変更を余儀なくされている。子どもや保護者の思いや期待を損ねないように、その都度職員が意見を出し合い、最善の変更案となるよう話し合っている。園や職員にとっては、「当たり前を見直す絶好の機会」と、前向きに捉えている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① . b . c
<コメント> コロナ禍によって保護者とのコミュニケーションの機会が減少し、園の事業を説明する機会が少なくなっている。そのため、大きなボードに「事業計画のあゆみ」を貼り、玄関横の保護者の目に留まりやすい場所に設置している。保護者に伝わりにくい事業計画の「見える化」として高く評価したい。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a . ① . c
<コメント> 市の方針を受けて第三者評価を定期的に受審し、園独自の自己評価を毎年実施している。自己評価を活用して職員個々の資質の向上には役立てているが、集計・分析して園全体の課題を抽出したり改善につなげる取組みには至っていない。正規職員の取組みとしての「成果評価シート」や「能力取組姿勢評価シート」は、職員の資質向上に効果をあげている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a . ① . c
<コメント> 市の園長会が有効に機能しており、他園の第三者評価受審での指摘事項や気づきが横展開されて改善が進んでいる。前回の第三者評価受審での気づきから、「ヒヤリハット・マップ」の見直しを実施された。毎年実施している職員の自己評価を集計・分析し、園の課題を明確にすることが期待される。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 「管理規程」や「保育園運営案」、「保育所職員のあり方」等に園長の職責が明示され、災害や緊急事態における園長不在時には、主査がその権限委任先であることも定められている。園長の「家庭的な雰囲気の中で子ども一人ひとりを丁寧にみる」との方針は、十分に職員周知が図られている。それが保護者にも伝わり、アンケートには「アットホーム」や「一人ひとり…」の文言が多い。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<コメント> 保育に関する諸法令のリストを作成し、必要部分がファイリングされている。職員が日常的に法令リストに触れる機会は少ないため、法令に関する事例が発生した時やニュースになった時に研修や勉強会を行っている。なお、外部研修への参加を計画していたが、今年度はそのほとんどがリモート研修に変更になっている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 職員に必要な研修には勤務シフトを調整して参加させる方針であるが、今年度は多くの研修がリモート研修に変更されたことにより、研修に参加しやすくなった。子どもや保護者の満足度を高めて質の向上を図ろうとする取組みは、コロナ禍による行事の変更があっても満足度は下がっていない。「普段の保育を見せる」こと（見える化）で、保護者の共感や信頼を得ている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> コロナ下、事業計画や行事計画が変更を余儀なくされ、職員の会議や打ち合わせが増えている。子どもにとって最善の変更となるよう、職員間で真剣な話し合いが行われ、職員間のコミュニケーションがより良好になった。書類の簡素化や見直しに継続的に取り組んでおり、事務時間の削減効果をもたらしている。園長から率先して挨拶し、職員の笑顔や元気を引き出している。			

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 職員の採用・確保は市が主管しているが、職員募集のチラシを掲示をする等で採用活動を側面から支援している。園長の「職員の間関係重視」の方針があり、働きやすい職場づくりを推進して職員の定着につなげている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c	
<コメント> 「保育所職員のあり方」によって職員の階層別の職責が示されているが、年功序列の終身雇用制度を基本としたキャリアパス（昇格基準等）は明確になっていない。市が主導して、「成果評価シート」や「能力取組姿勢評価シート」で目標管理や人事考課の制度が運用されている。正規職員に限定せず、会計年度任用職員に関しても制度運用が望まれる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長の目指す「働きやすい職場づくり」が着々と進んでいる。「年間取得表」で管理される有給休暇の取得は、職種・職階による偏りはなく、6日間の夏季特別休暇や5日間の法定休暇が消化されている。ワーク・ライフ・バランスにも配慮し、育児休業明けの職員には時短勤務や早帰り等の対応がある。帳票の簡素化によって、事務負担の軽減も図られている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉡ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>期待する職員像が「保育所職員のあり方」に示され、「成果評価シート」を使用した目標管理制度で具体的な取組みを展開している。期初に主査との面接で職員個々の目標を設定し、年度末に再度主査との評価面接を行って1年間の取組みを振り返り、評価している。会計年度任用職員に関しても、具体的な育成の方法を考慮されたい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の全体的な計画」に職員研修の基本的な方向性を示し、事業計画の中で研修の詳細を記述している。市内公立園共通の「保育者研修計画」があり、計画に沿って職員が研修に参加している。市が主管する研修は、研修履修後の報告書に「所感」と「今後の展望」を記述させ、園長が研修効果を確認してコメントを書き加えている。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市が階層別や職種別、テーマ別の研修を組み、「保育者研修参加一覧表」に参加者の氏名を記載して管理している。履修の履歴は「研修受講記録等一覧」によって管理されており、職員一人ひとりの入職以降の受講履歴が明確になっている。人事異動等によって他園へ異動する時には、この「研修受講記録等一覧」の内容も引き継がれるシステムになっている。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉡ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育実習要領」、「実習生受け入れマニュアル」に沿って保育実習生を受け入れたが、コロナ下の今年度は1名の受入れに留まった。保護者に実習の概要を説明し、コロナ感染を懸念する保護者に対しては、子どもの通園自粛を認める措置を講じている。実習の終了後に反省会を行っているが、実習生の評価に終始し、実習受入れの意義や目的に関わる評価・振り返りには至っていない。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉡ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園独自のホームページは開設しておらず、市のホームページに基本的な情報を公開している。事業運営の透明性確保の目的としては、情報量は十分とは言えない。園を紹介するリーフレットに関しては、現在設置してある市役所に加え、他の公共施設等への設置を推進し、より多くの人が手に入れられるよう配慮されたい。苦情解決の仕組み（公表、役割分担等）の明文化が求められる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の事務や経理、契約、取引、購買等は市が定めたルールがあり、園長と主査が内部牽制の機能を発揮して業務執行している。保護者が個人購入したのものに関しては現金の收受があるが、主査が集金して園長が確認し、即座に（その日のうちに）銀行口座に入金している。園での購買品は、園長が購入を決裁して市に発注書を送付し、納入業者から納品される。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① a ・ b ・ c	
<コメント> 地域との交流や連携の基本的な考え方が「保育の全体的な計画」に示されている。具体的な取組みは事業計画に網羅されているが、コロナ禍の今年度はその多くが取りやめられている。しかし、子どもの期待に応えようと、延期や縮小、代替え案等に工夫の跡が見られる。保護者に対しても経緯を丁寧に説明し、理解と協力を得ている。			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① a ・ b ・ c	
<コメント> ほとんどのボランティアが来訪を自粛している中、地域活動事業の一環としてミニコンサートの開催に漕ぎつけた。円形劇場風の園のホールで生演奏を聴き、ボランティアの即興で大流行のアニメソングが流れると、会場の子どもたちからは大喝采が起こった。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① a ・ b ・ c	
<コメント> マニュアル集の中に「関係機関との連携」のページを設け、園としての必要な社会資源が電話番号付きでリスト化されている。家庭での虐待を疑われる子どもに関しては経過を観察し、市の家庭児童支援課を介して児童相談所と密な連携を図ることとしている。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① a ・ b ・ c	
<コメント> コロナ下、地域に関係する多くの取組みが中止となる中で、規模を縮小して園庭開放が続けられている。これまでの週に1回が2週に1回と開催回数は減ったが、毎回10～15組の未就園児親子が参加している。地域活動事業として唯一ミニコンサートが開催され、ここにも10組の親子が参加した。これらの機会を利用し、積極的に地域ニーズの把握と掘り起しに努めている。			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① a ・ b ・ c	
<コメント> 地域の少子化傾向は歯止めがかからず、定員割れが続いている。市の方針もあって私的契約児童を受け入れている。地域に幼稚園がないこともあって、小学校就学前の未就園児が集団生活を経験する貴重な機会となっており、保護者の不安の軽減に益している。			

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長の目指す「子ども一人ひとりを大切にしたい保育」は職員に周知されているが、人権についての研修が不十分ではないかとの職員意見があり、今後、積極的に進めていく計画を持っている。毎週職員会議を行っており、それを活用した集中的な取組みも可能と考えられる。日頃から意識したり実践したりすることで、自信を持って取り組んでいるという自覚につながるよう期待したい。</p>				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どものプライバシーの保護に関するマニュアル等は整備されている。子どもの権利擁護に関する自主研修の記録等も確認できた。身体測定、着替え、トイレ、プール等々、それぞれの環境で外部の目を遮蔽する工夫があり、高い職員意識が感じられる。</p>				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市のホームページに園の基本的な情報は公開されているが、公立園であることから独自のホームページを開設しておらず、園の特徴等が伝えきれていない。それを補うリーフレットは、ホームページ以上の情報量があって分かりやすく作成されている。今後の対応として、リーフレットの設置場所を増やすことを検討されたい。</p>				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍によって保護者への説明機会が減少しているが、「重要事項説明書」等を使って丁寧に説明している。日本語が不得意な保護者（外国籍等）には、文書にルビを振ったり市の通訳を準備するなどの配慮をしている。</p>				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市内転園の際は、市のルールに沿って引継ぎ文書を転園先に送付している。市外転園の場合は口頭による引継ぎとなっており、市内同様、引継ぎ文書の使用が望まれる。これまでは、卒園後の相談等はほとんどないとのことであるが、今後、様々な家庭環境によって、卒園児本人や家族から相談が寄せられる可能性は否定できない。その際の相談窓口を案内する配付文書の検討を期待したい。</p>				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの満足を意識した日々の取組みは確実に実施されており、それを確認する仕組みとしては行事後のアンケート等がある。ただ、行事等においては、過去の問題点等を職員の力量（記憶）に頼ることなく、仕組みで対応するなど、誰でも分かる、誰でも対応できるような取組みを期待したい。</p>				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の仕組みを構築し、園内に掲示している。他の園での出来事（苦情、クレーム等）も情報共有するなど、高い意識を持って取り組んでいる。しかし、受け付けたり解決したりした苦情情報を、公表する仕組みがない。また、今年度は苦情の受付がないが、苦情の無いことを善しとせず、苦情や意見、要望が出しやすい雰囲気づくりを期待したい。</p>				

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          保育園の構造上、保護者が職員室前を通る機会が多く、園長や主査、職員に気軽に意見や相談をしやすい環境となっている。職員は積極的に保護者に声かけをしており、アットホームな雰囲気は保護者から好評を得ている。保護者の心情に配慮し、意見箱の設置場所を職員の目に触れない場所に移設した。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          保護者からの相談は職員室や保育室を使って行われ、その内容は必要に応じて「育児月報」や保育の記録に残している。行事等のアンケートを確実に実施しており、そのアンケート結果の公表もスムーズに行われるなど、保護者の声（意見、要望等）を園運営に活かそうとの意識がある。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          事故発生時の対応マニュアルも作成されており、職員周知も図られている。また、他の園での事故を参考にし職員が話し合いを行ったり、ヒヤリハットマップに活かすなど、意欲的な取組みもみられる。園庭の遊具点検は職員によって毎日実施されており、AEDを使った救急救命講習も受けている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          新型コロナウイルスの感染者は出ていないが、これを契機に感染症の研修や勉強会等の必要性が論じられている。実施については、マニュアルの読み合わせを中心に行う予定である。感染症が流行する前に、マニュアルの再確認をしようとの積極性もみられる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          基本的な取組みとして、避難訓練を毎月実施している。地震による津波等での危険が想定される中で、園内では解決できない地域との連携や保護者による送迎等、多くの課題がある。それらの課題の一つひとつについて、模擬訓練を行って習熟度を高めたり、問題点を洗い出したりしている。今年度、その一つである小学校との合同訓練が中止となり、園の単独訓練となってしまった。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          市の園長会が機能しており、各園共通の事項は統一した規程やマニュアル等が作成され、保育の手順が確立している。職員への周知は毎週開催される職員会議の場で行われ、職員数が少ないこともあって、周知や理解の確認は容易である。クラスの指導計画や個別指導計画も適切な流れで作成され、それに沿った保育が実践されている。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          標準的な実施方法に関する文書類（規程、マニュアル、全体的な計画、各種指導計画等）は、基本的には毎年見直しが行われている。文書類には作成日や改訂日が記載されており、最新版管理上の問題もない。見直した結果は、職員会議や回覧文書を使って職員周知が図られている。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園前に市内各園統一のアセスメント用紙を渡し、保護者が記入したものを園長、主査との面接時に確認している。誤記や記入漏れはこの時点で明らかになる。入園後には担任による確認が行われ、これを基に指導計画が作成される。特に、発達障害の子どもへの指導計画については、関係各所から様々な情報を収集して作成している。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>月次の指導計画の評価時期は定められているが、職員の力量によってか、あるいは業務多忙のためか、評価・見直しの時期が遅れ気味である。園長や主任による職員へのフォローはあるが、それが慢性化することの無いよう、PDCAサイクルを適切に回す仕組みづくりが求められる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	③ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりに個別の「保育の記録」があり、指導計画に基づく適切な保育実践の詳細が記録されている。職員によって書き方や精度に差異が生じないように、主査が丁寧に指導している。さらに園長が目を通して確認している。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個人情報の取り扱いについて、職員は関連する規程やマニュアルの遵守を制約し、保護者からは同意書を取っている。同意書が得られていない子どもに関しては、写真の掲示や掲載等の都度、保護者に同意を求めている。子どもの個人情報に関する書類は、必ず鍵のかかる書庫等で保管している。</p>		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」の基本型は市の園長会で作成されるが、園の地域性や特徴等を加味して追記、変更等が行われている。年度末に職員による見直しを行い、次年度の「保育の全体的な計画」に反映させる事項を話し合っている。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<コメント> 園庭は芝生が整備されており、子どもが活動しやすい環境が整っている。また、園舎内も必要なものは確実に整備され、エアコンや空気清浄機、温度計等で室内環境を整え、適時に喚起してコロナ禍対応を行っている。			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ② ・ c
<コメント> 園長の目指す「一人ひとりを大切にしたい保育」は、担当するクラスの子どもだけでなく、全ての職員が全ての子どもを把握して保育にあたることを求めている。職員の余裕のなさから、時には子どもの気持ちに寄り添えず、子どもへの対応が十分ではない場合もある。保護者アンケートでは高い評価を得たが、さらに職員間の情報共有や役割を明確にして保育の充実を図ろうとしている。			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	③ ・ b ・ c
<コメント> 一日の流れ、身支度の順序、ロッカーの整理の仕方、正しい手洗いの仕方等が絵表示で掲示されている。子どもが理解しやすく、自分からやってみようとする意識付けとなっており、自然体で基本的な生活習慣が身につくよう取り組んでいる。			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	④ ・ b ・ c
<コメント> 子どもが主体的に活動するためには、地域との関わりも大きなファクターであるが、今年度はコロナ禍によって多くの機会が失われている。それを補完すべく園内での保育を工夫し、例年以上に異年齢での保育を充実させている。今回の訪問調査中も、子どもが自分で作った折り紙作品を見せに職員室に来るなど、のびのびとした子どもの姿に出会うことができた。			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          コロナ下ではあるが、園が計画していた行事は極力中止とせず、規模の縮小や変更等で子どもや保護者の期待に応じてきた。しかし、地域行事は中止となって子どもが参加する機会がなくなった。様々な工夫によって、保護者には子どもの園での様子を伝えることができたが、地域や就学先の小学校等に対しては、子どもが取り組んできた協同的な活動等を伝える機会が減少している。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          発達障害の子どもに対し、個別指導計画を作成して保育が行われている。担任と加配保育士が連携し、保育の各場面で最善の方法となるよう話し合っている。他の保護者へは、障害のある子どもに関する情報を伝えていない。障害を持つ子どもの保護者が障害を正しく理解し、それを受容していることを確認した上で、他の保護者へも、障害児に対する園の保育方針や情報を伝えることが望ましい。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          非該当</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          今年度は、コロナ禍によって小学校との交流が半減している。様々な対策を講じたり配慮をもって、最低限の取組みは実施できているが、子どもが小学校生活に期待を持ったり、保護者が小学校以降の子どもの生活に見通しを立てるためには、体験的な情報の不足は否めない。「保育所児童保育要録」の受け渡しや相互の話し合い等を通し、小学校教師との連携は従来通り維持されている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          「健康管理マニュアル」が整備され、保護者が毎日記入する「健康チェック表」で子どもの健康状態を確認している。様々な取組みが行われている中で、3歳未満児がいないせいもあってか、SIDS（乳幼児突然死症候群）の保護者への説明不足が取りだたされている。改善策として、ポスターの掲示や園だよりでの情報提供を計画している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          「健康の記録」に健康診断の結果を記載し、職員の情報共有を図っている。虫歯の多い子どもの家庭でのフォローの難しさを感じているが、フッ化物洗口を実施し、歯磨きの指導や咀嚼の効能等も生活習慣の一環として身につかせている。これらの取組みの継続で、正しい生活習慣も身につく。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          アレルギーや慢性疾患を持つ子どもをアセスメントで把握し、医師の指示に沿って適切に対応している。アレルギー児に関しては、毎月末に保護者と献立表を確認し、除去する食材成分や代替食を話し合っている。配膳時には、調理員、担任、主査（または園長）による3重チェックを行っている。「アレルギー対応ガイドライン」を定期的に読み合わせ、職員は誤配、誤食の防止に努めている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          園で子どもが野菜を栽培し、収穫しておやつとして食べたり家に持ち帰ったりしている。家に持ち帰った野菜は、家庭での「食」に関する話題の提供となっている。季節の行事食や地域の食文化を取り入れた食事を提供し、手作りおやつの日には調理員が子どもと一緒に食べる等、子どもが「食」を楽しむための様々な工夫を行っている。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 給食は、センターで調理したものが届く。市で「わくわくデー」を企画し、地元名産のおやつが食べられるように取り組んでいる。また給食の食材に関しても、野菜や果物、魚、肉等、地産地消が基本となっている。子どもたちの嗜好調査や、調理員による残食チェックが行われており、「食」に関する子どもの満足度を高めるための取り組みが行われている。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ② ・ c
<コメント> 日々の取り組みの中で特別なことをすることなく、保護者（家庭）との連携が図られることを意識して取り組んでいる。個々の子どもに関しての家庭との連携に大きな問題はないが、保護者全体への周知に欠ける部分が見られる。障害のある子どもの情報や保育方針、アレルギー児対応の情報、SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する情報、歯科衛生に関する事項等々である。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍によって園と保護者との関係が薄くならないよう、朝夕の送迎時には職員が積極的に話しかけたり、懇談会を実施して丁寧に話を聞いたりしている。子育てに不安がある保護者には、担任だけに任せることなく、園長を中心に個別の相談にも乗っている。相談を受けた内容は、必要に応じて「育児月報」に記録している。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 家庭での虐待が疑われる子どもの早期発見や早期対応に努め、定期的にマニュアルの読み合わせや研修を実施して、子どもへの権利侵害に対する意識の醸成を図っている。通園が途切れがちな子どもの保護者に電話をしたり、表情や様子等の状況観察から家庭での虐待やネグレクトが疑われる場合には、市の家庭児童支援課と連携して児童相談所につなぐ体制もできている。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<コメント> 年に3回の園長や主査との面談があり、職員自らが振り返り、園長や主査から直接指導を受ける仕組みが確立している。ただ、自己評価から個人目標を設定して職員個々の力量アップを図っているが、それらの集計・分析から園全体の保育実践の評価を導き出し、園全体の課題の抽出や改善にはつながっていない。自己評価を園全体の評価に昇華させる手法を考察されたい。		